4　申請書等の提出場所等
⑴　電子入札システムによる申請書等の提出場所
電子入札システムのＵＲＬ
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑵　紙入札方式による申請書等の提出場所及び問い合わせ先　3⑴に同じ。
⑶　電子入札システム又は紙入札方式による申請書等の提出期限　平成26年７月４日16時00分
⑷　申請書等の提出方法　電子入札システム、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）にて提出すること。
5　入札書の提出場所等
⑴　電子入札システムによる入札書の提出場所　4⑴に同じ。
⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　3⑴に同じ。
⑶　電子入札システム又は紙入札方式による入札書の提出期限　平成26年７月30日16時00分
⑷　入札書の提出方法　電子入札システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。
⑸　開札の日時及び場所　平成26年７月31日10時00分　東北地方整備局入札室
6　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、申請書等を、4⑶の提出期限までに、4⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を、4⑶の提出期限までに、3⑴に示す場所に提出しなければならない。
また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　競争参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、申請書等に虚偽の記載をした者又は電子入札システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者が提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tsuyoshi Koike, Director-General of Tohoku Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured: 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Telemeter System (noshiro) 1 set
⑷　Delivery period: 20 March, 2015
⑸　Delivery place: as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　Have Grade A or B on “manufacturing of products” or “selling of products” in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)
③　Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening
④　Have proven to have actually delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
⑤　Have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
⑥　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑦　Not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑺　Time-limit for tender: 16: 00　30 July
⑻　Contact point for the notice: Junichi Sato, Purchase 1st Section, Contract Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Minstry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15, Futsukamachi, Aobaku, Sendai-shi Miyagi-ken 980―8602 Japan. TEL 022―225―2171 ex. 2537

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年６月４日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　小池　　剛
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量　光伝送装置製造据付（本局）一式（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成27年３月20日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑺　電子入札システムの利用
①　本件は、競争参加資格確認申請書及び申請に際して必要な証明書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。
②　電子入札システムにより参加を希望する者は、予め当該入札において使用するＩＣカードを限定し、そのシリアル番号を支出負担行為担当官に登録させるため、確認書を提出すること。
2　競争参加資格
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は「物品の販売」のうちＡ又はＢ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。この場合において、競争参加資格確認申請時に、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを提出しなければならない。
⑷　申請書等の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑸　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑹　入札説明書及び仕様書の交付を受けた者であること。
⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑻　当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入、製造、工事のうち何れかの実績があることを証明した者であること。
なお、自ら製造し、代理店等を通じ納入したものについても実績として認める。
⑼　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス体制及び部品の供給体制を整備していることを証明した者であること。
⑽　競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。